

【電子帳簿保存法説明会と インボイス制度導入後のQ & A】

2024年1月から電子取引データ保存の対応が必要となります！

電子帳簿保存法とは？

- ①電子帳簿保存
- ②スキャナ保存
- ③電子取引

} 3つの保存区分

対応ソフト、システム、いつから何をすれば？等
対応の手順について

★インボイス導入がまだお済みでない方への説明もおこないます

- ★日時：第1回 令和5年12月15日（金）
第2回 令和6年1月11日（木）
いずれも15：00～17：00
- 講義 約1時間30分程度・その後質疑応答)
- ★場所：公益社団法人鶴見法人会 会議室
鶴見区鶴見中央4-36-1
ナイス第2ビル5F
- ★講師：鶴見税務署担当官



- ★受講料無料 ※会員でない方も申し込めます！
- ★定員：40名（定員になり次第締め切らせて頂きます）

お申込みはFAXまたはメールにてお願いします

会社名			
ご住所			
連絡先	TEL:	FAX:	
参加者名			
参加日	12月15日(金)	1月11日(木)	いずれかに○をして下さい



お問い合わせ	TEL:	045-521-2531
公益社団法人	FAX:	045-503-2051
鶴見法人会	Mail:	hojinkai@tsurumi.or.jp